

長野県ネーミングライツ・パートナー応募資格要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県がネーミングライツ・パートナーを募集する際の応募資格について定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募資格を有する者は、法人又は法人により構成されたグループとする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 都道府県税を滞納している者
- (3) 県から指名停止を受けている期間中の者
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく指名停止を受けている期間中の者
- (5) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条に定める暴力団関係者
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業又は第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
- (10) 主として次に掲げる営業等を営む者。ただし、キに掲げるもののうち主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第30条第1項の一般社団法人の社員であるものを除く。
 - ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち主として同条第20項に規定するデリバティブ取引を行うもの
 - イ 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業のうち主として同法第2条第1項第14号に掲げる有価証券又は同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第1号及び第5号に掲げるものに限る。）について同法第28条第2項各号に掲げる行為を行うもの
 - ウ 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第4項に規定する投資運用業のうち主として同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第5号及び第6号に掲げるものに限る。）について同法第28条第2項各号又は同条第4項各号に掲げる行為を行うもの
 - エ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第1項に規定する質屋営業
 - オ 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第17項に規定する商品取引債務引受業
 - カ 商品先物取引法第2条第22項第3号又は第4号に規定する商品先物取引業
 - キ 特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売、同条第2項に規定する通信販売又は同条第3項に規定する電話勧誘販売
 - ク 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - ケ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第2条第3項に規定する商品投資顧問業

コ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第2項に規定する探偵業

(11) 法律に定めのない医療類似行為を行う者

(12) 社会的な問題を起こしている者

(13) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等

(14) 前各号に掲げる者のほか、県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと県が認める者

2 グループを構成する場合は、グループを構成するすべての法人が前項の応募資格を有すること。

附 則

この要綱は、平成20年7月17日から施行する。

この要綱は、平成24年2月3日から施行する。

この要綱は、平成25年4月11日から施行する。

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。